

北山村

新型インフルエンザ等対策行動計画

北山村

令和8年3月

目次

I 総論

第1部 新型インフルエンザ等対策の基本方針	- 1 -
第1節 対策の目的	- 1 -
II 各論（各対策の考え方及び取り組み）	- 5 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	- 5 -
第1章 実施体制	- 5 -
第1節 準備期	- 5 -
第2節 初動期	- 6 -
第3節 対応期	- 7 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 8 -
第1節 準備期	- 8 -
第2節 初動期	- 9 -
第3節 対応期	- 10 -
第3章 まん延防止	- 11 -
第1節 準備期	- 11 -
第2節 初動期	- 11 -
第3節 対応期	- 11 -
第4章 ワクチン	- 13 -
第1節 準備期	- 13 -
第2節 初動期	- 17 -
第3節 対応期	- 19 -
第5章 保健	- 22 -
第1節 準備期	- 22 -
第2節 初動期	- 24 -
第3節 対応期	- 24 -
第6章 物資	- 24 -
第1節 準備期	- 23 -
第2節 対応期	- 23 -
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	- 23 -
第1節 準備期	- 23 -
第2節 初動期	- 24 -
第3節 対応期	- 24 -

I 総論

第1部 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1. 対策の目的

新型インフルエンザ等は、発生時期や規模を正確に予測することが困難であり、その発生を完全に防止することはできないとされている。人や物の移動が広域的に行われている現代社会においては、世界のどこかで新型インフルエンザ等が発生した場合、国内への侵入、さらには県内、本村への波及を避けることは困難である。本村は人口規模が小さく、高齢者の割合が高いことに加え、医療資源や行政体制に限りがあることから、新型インフルエンザ等が発生した場合には、村民の生命及び健康、日常生活に与える影響が大きくなるおそれがある。また、患者の発生が短期間に集中した場合には、医療提供体制や行政機能に過度な負荷が生じることも懸念される。このため、本村においては、新型インフルエンザ等対策を危機管理上の重要課題と位置付け国及び県の行動計画との整合性を図りつつ、関係機関との連携の下、村の実情に即した実効性のある対策を講じることが必要である。本計画は、新型インフルエンザ等の発生時においても、村民の生命及び健康を守ることを最優先とするとともに、行政サービスをはじめとする村としての基本的な機能を維持し、村民生活への影響を可能な限り最小限に抑えることを目的として策定するものである。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する

本村においては、医療資源や人的体制に限りがあることから、感染者の急増を防ぎ、医療提供体制への過度な負荷を回避することが特に重要である。このため、県及び医療関係機関と連携しつつ、感染拡大の抑制に努める。

- ・ 村民への迅速かつ分かりやすい情報提供、基本的な感染対策（手洗い、咳エチケット、換気等）の周知徹底により、感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークを緩やかにすることで、医療提供体制の確保に必要な時間を確保する。
- ・ 流行期における患者数の集中を防ぐことにより、医療提供体制への負荷を軽減し、重症者や医療を必要とする村民が適切な医療を受けられる環境の維持に努める。
- ・ 高齢者や基礎疾患を有する者等、重症化リスクの高い村民を重点的に守る取組を行い、重症者数及び死亡者数の抑制を図る。

(2) 村民生活及び村民経済に及ぼす影響を最小限に抑える

新型インフルエンザ等の発生は、村民生活や地域経済に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、感染拡大防止と村民生活の維持との両立を図ることが重要である。

- ・感染状況や国・県の方針を踏まえつつ、過度な混乱を生じさせないよう、段階的かつ柔軟に対策を講じることで、村民生活及び地域経済への影響を可能な限り軽減する。
- ・地域における感染対策の実施や啓発活動を通じて、欠勤者等の発生を抑制し、地域の基礎的な社会機能の維持に努める。
- ・村役場をはじめ、医療・福祉関係機関、生活関連事業者等において、事業継続計画（BCP）の作成及び実施を促進し、医療の提供や村民生活及び村民経済の安定に寄与する業務の継続を図る。

2. 対策の基本項目

北山村行動計画（以下、村行動計画）は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護すること」及び「村民生活及び村民経済に及ぼす影響を最小限に抑えること」を達成するため、村の実情に即した具体的な対策を体系的に整理し、実施するものである。

本村は人口規模が小さく、医療資源や人的体制に限りがあることから、村単独での対応には限界がある。そのため、村行動計画においては、国及び県の行動計画との整合性を確保するとともに、関係機関との連携を前提とした実効性のある対策を定めるものとする。

また、新型インフルエンザ等の発生段階や感染状況に応じて、対策を適切に切り替えることが重要であることから、各対策の実施内容及び切替えの考え方を整理し、村、関係機関等において分かりやすく、取り組みやすい計画とする。

そこで、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、次の7項目を村行動計画における主な基本項目として位置付ける。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等発生時における村の指揮命令体制及び関係機関との連携体制を確保する。

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

村民に対し、正確で分かりやすい情報を迅速に提供するとともに、関係機関との情報共有を図る。

(3) まん延防止

基本的な感染対策の周知や必要に応じた対応により、感染拡大の抑制を図る。

(4) ワクチン

国及び県の方針に基づき、接種体制の確保や村民への周知等を行う。

(5) 保健

健康相談体制の確保や重症化リスクの高い村民への配慮など、保健対応を行う。

(6) 物資

マスク等の衛生資材や必要な物資の確保及び円滑な供給体制の整備に努める。

(7)住民の生活及び地域経済の安定の確保

村民生活に必要な機能や地域経済活動が可能な限り維持されるよう配慮する。

3. 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し対策に取り組む。さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の品の調査や研究の推進に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。このため、県は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備すること、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。感染症指定医療機関等で構成される県連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に

報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

(3) 村の役割

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。また、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等発生時における医療提供の中核を担う機関として、国及び県の方針に基づき、次の役割を担う。

- ・発熱患者等の診療や検査への対応について、県の指示及び医療圏内の調整に基づき協力する。
- ・重症患者への適切な医療の提供及び、必要に応じた医療機関間の連携に協力する。
- ・院内感染防止対策を徹底し、医療従事者の安全確保に努める。
- ・村及び関係機関と連携し、地域の感染状況や医療提供体制に関する情報共有に協力する。

※本村単独で完結する医療体制は困難であることから、医療圏・県との連携を前提とする表現としています。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、社会機能の維持に不可欠な業務を担う機関として、国、県及び村の要請に基づき、次の役割を担う。

- ・電気、ガス、水道、通信、運輸等、村民生活に不可欠なサービスの継続に努める。
- ・新型インフルエンザ等発生時においても、事業継続計画（BCP）に基づき、必要最小限の業務を確保する。
- ・感染防止対策を徹底し、職員の健康管理及び業務継続に努める。
- ・国、県及び村からの情報提供や要請に対し、適切に対応する。

(6) 登録事業者の役割

登録事業者は、新型インフルエンザ等対策において、物資の供給や業務継続の面で重要な役割を担う事業者として、次の役割を担う。

- ・マスク、消毒用品、食料品等、村民生活の維持に必要な物資の安定供給に協力する。
- ・国、県又は村からの要請に基づき、必要な物資の供給や業務の実施に協力する。
- ・感染防止対策を徹底し、従業員の健康確保及び業務の継続に努める。
- ・事業継続計画（BCP）の作成及び実施に努める。

(7) 一般事業者の役割

一般事業者は、地域経済を支える主体として、次の役割を担う。

- ・職場における感染防止対策を実施し、従業員及び利用者の健康確保に努める。

- ・感染状況や国・県・村の方針を踏まえ、事業活動の継続や縮小等について適切に判断する。
- ・可能な範囲で事業継続計画（BCP）の作成や業務継続への取組を進める。
- ・地域社会の一員として、村の要請や取組に理解と協力を示す。

（８）住民の役割

村民一人ひとりには、新型インフルエンザ等対策の重要な担い手として、次の役割を担う。

- ・日頃から手洗い、咳エチケット等の基本的な感染防止対策を実践する。
- ・発熱等の症状がある場合には、外出を控えるなど、感染拡大防止に配慮した行動をとる。
- ・国、県及び村から提供される正確な情報を確認し、冷静かつ適切な行動に努める。
- ・地域で支え合い、高齢者や配慮を要する村民への見守りや声かけに協力する。

II 各論

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1-1. 実践的な訓練の実施

村は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた、実践的な訓練を実施する。

訓練に当たっては、机上訓練や関係部署間の連絡訓練等、限られた人員でも実施可能な方法を基本とし、必要に応じて県や関係機関と連携した訓練を行うものとする。

1-2. 村行動計画等の作成や体制整備・強化

① 村行動計画の作成・変更

村は、政府行動計画及び県行動計画との整合性を確保しつつ、村行動計画を作成又は変更する。村行動計画の作成又は変更に当たっては、感染症に関する専門的な知識を有する者、医療関係者、保健分野の関係者等の意見を聴取し、村の実情を踏まえた実効性のある計画となるよう努める。なお、専門家の確保が困難な場合は、県等の協力を得て意見聴取を行うものとする。

② 業務継続計画（BCP）の作成・変更

村は、新型インフルエンザ等の発生時において、感染拡大防止対策や住民支援の業務を的確に実施するとともに、有事においても維持すべき行政サービスを継続するため、業務継続計画（BCP）を作成又は変更する。

業務継続計画においては、職員の欠勤を想定した人員配置や業務の優先順位を明確にし、限られた人員でも対応可能な体制の確保に努める。

③ 行政職員等の養成

村は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等について、国及び県が実施する研修や情報提供を活用しながら、必要な知識や対応能力の向上を図る。

また、担当職員に業務が集中しないよう、複数の職員が対応できる体制づくりに努める。

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

① 国・県・村・指定（地方）公共機関との連

国、県、村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連絡体制の確認及び訓練等を通じて、連携体制の強化を図る。

村は、県や関係機関との連絡窓口を明確にし、発生時において迅速な対応が可能となるよう努める。

② 関係機関・団体との連携体制の構築

国、県、村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、医療関係団体、福祉関係団体、業界団体等の関係機関との情報交換を行い、連携体制の構築に努める。

村においては、必要に応じて県との調整の下、関係機関との連携を図り、地域における円滑な対応につなげるものとする。

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

① 対策本部の設置及び体制整備

国が政府対策本部を設置した場合又は県が県対策本部を設置した場合には、村は、感染状況や国・県からの要請等を踏まえ、必要に応じて村対策本部の設置を検討する。村対策本部を設置する場合には、情報収集及び関係機関との連絡調整を中心とした体制を基本とし、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めるものとする。

② 全庁的な対応体制の確保

村は、第1節（準備期）1-2に基づき、新型インフルエンザ等の発生時において、必要に応じて全庁的な対応体制へ移行し、業務の優先順位の見直しや人員配置の調整等により、必要な人員体制の強化を図る。また、職員の健康確保に配慮しつつ、限られた人員でも継続的な対応が可能となる体制の構築に努める。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

村は、新型インフルエンザ等の初動対応において、機動的かつ効果的な対策を迅速に実施するため、国及び県の財政支援制度を積極的に活用することを検討する。

また、感染拡大の状況や対策の必要性を踏まえ、緊急的に多額の経費を要する場合には、補正予算の編成や地方債の発行等についても検討し、必要な財政措置を講じるための準備を行うものとする。

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部及び県対策本部が設置された後においては、国及び県の方針並びに感染状況を踏まえ、村の実情に応じて、速やかに次の実施体制をとるものとする。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 村は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、国に対し、職員の派遣を要請することを検討する。
- ② 村は、新型インフルエンザ等のまん延により、職員の欠勤等によりその全部又は大部分の事務を行うことが著しく困難となったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策に係る事務の代行を要請する。
- ③ 村は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、人的支援その他の応援を求める。

3-1-2. 必要な財政上の措置

村は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

村は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに村対策本部を設置する。村は、当該村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合的な調整を行う。

北山村新型インフルエンザ等対策本部（対策本部）

- 緊急事態宣言がなされた場合、北山村新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、村長を本部長とする北山村新型インフルエンザ等対策本部を設置し、新型インフルエンザへの対処方針、対策等を決定し、実施する。

〈組織〉

- 本部長：対策本部の事務を総括する 村長
- 副本部長：本部長を助け、対策本部の事務を整理する 副村長
- 本部員：本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する 各課長
- 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる職員は村職員のうちから、村長が任命する。

- 事務局:総務課・住民福祉課 全庁を挙げて取り組む
- ※感染状況や対策内容に応じ、必要に応じて関係職員等を本部員に加えることができる。

〈所管事項〉

- 新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- 県内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- 県内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- 県内発生時における社会機能維持に関すること。
- 国・村・関係機関との連絡調整に関すること。
- 村民に対する正確な情報の提供に関すること。
- その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

〈設置〉

- 緊急事態宣言がなされた場合、速やかに対策本部を設置する。
- 幅広い分野にまたがる専門的知見を踏まえた新型インフルエンザ等対策を進めるため、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 村対策本部の廃止

村は、政府により新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示）がなされた場合には、遅滞なく村対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における村民等への情報提供・共有

1-1-1. 村における情報提供・共有について

地域における住民に対する情報提供・共有及びリスクコミュニケーションにおいては、住民に最も身近な行政主体である村の果たす役割が極めて重要である。本村においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び同ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」を参考としつつ、県や他市町の取組状況も踏まえ、本村の規模や地理的条件、高齢者の多さなど地域の実情に応じた、分かりやすく丁寧な情報提供を行う。準備期から、村民等が新型インフルエンザ等をはじめとする感染症危機について正しく理解し、冷静に行動できるよう、平常時から広報紙、回覧板、村ホームページ、防災行政無線等を活用した情報提供・共有に努める。また、村が発信する情報が信頼できる情報源として認知されるよう、正確性・迅速性・分かりやすさに配慮するとともに、必要に応じて国・県の発表内容を補足し、住民目線での説

明を行う。

さらに、有事に備え、住民からの問い合わせや不安の声に対応するため、相談受付体制の準備を進め、可能な限りコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションが図られる体制整備に努める。

1-1-2. 県と村の間における感染状況等の情報提供・共有について

村は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対する周知・広報、相談受付、生活支援等を担う立場にある。新型インフルエンザ等の発生時には、県から患者等の健康観察や生活支援に関する協力を求められる場合が想定される。

このため、村長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報その他県知事が必要と認める情報の提供を受けるとともに、村が把握した住民の状況等について、適切に県へ情報提供を行う。有事において迅速かつ円滑な連携が図られるよう、県と村の間における情報提供・共有の内容、方法、連絡体制については、あらかじめ両者の行動計画等に位置付けるとともに、具体的な手順について事前に協議・確認しておくものとする。

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

村は、国又は県からの要請を受けた場合に備え、住民からの問い合わせや相談に対応するためのコールセンター等の設置について、あらかじめ検討・準備を進める。

特に、高齢者や情報入手が困難な住民への配慮が必要であることから、電話相談の活用や、民生委員・自治会等の地域関係者と連携した情報伝達の仕組みづくりを進める。

また、住民の不安や疑問を的確に把握し、適切な情報提供につなげるため、住民から寄せられた意見や相談内容を関係部署間で共有し、国・県の情報発信とも整合を図りながら、継続的なリスクコミュニケーションの充実に努める。

第2節 初動期

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 村における情報提供・共有について

村においては、新型インフルエンザ等の発生が確認された初動期において、政府行動計画及び関係ガイドラインに示された留意事項を踏まえるとともに、県及び他の地方公共団体等の対応状況も参考にしながら、地域の実情に応じた情報提供・共有を行う。準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制を速やかに本格稼働させ、感染状況、予防行動、受診の目安、生活上の留意点等について、正確かつ迅速に住民へ周知する。

特に、住民の不安や混乱を防止するため、情報の正確性と分かりやすさに配慮するとともに、防災行政無線、村ホームページ、広報紙、嘱託等を活用し、継続的な情報発信に努める。

2-1-2. 県と村の間における感染状況等の情報提供・共有について

村は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かな周知・広報及び相談受付を実施する。新型インフルエンザ等の初動期においては、県から、新型インフルエンザ等の患者等に係る健康観察への協力を求められることや、患者等及びその家族に対する生活支援を行うことが想定される。

このため、村は、県から提供される感染状況や対応方針等の情報を速やかに共有するとともに、村が把握した住民の状況や相談内容等について、必要に応じて県へ情報提供を行う。これにより、県と村が相互に連携し、地域の実情に即した対応が円滑に実施されるよう努める。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

村は、国又は県からの要請を受けた場合には、住民からの問い合わせや相談に対応するため、住民福祉課及び総務課を中心に電話対応窓口を設置し、問い合わせ対応を一本化して実施する。専用のコールセンターを新たに設置することが困難な場合においても、既存の行政体制を活用し、住民からの相談を確実に受け付ける体制を整備する。

電話対応窓口においては、感染予防、受診の目安、生活上の留意事項等に関する相談を受け付け、必要に応じて県や関係機関と連携しながら対応を行う。また、住民から寄せられた意見や不安の声を整理・共有し、情報提供内容の見直しや今後の対策に反映させることで、双方向のリスクコミュニケーションの推進に努める。

第3節 対応期

3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 村における情報提供・共有について

村は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制を基に、感染状況の変化や国・県の対策方針を踏まえながら、体制の強化を図り、住民に対して迅速かつ分かりやすい情報提供・共有及びリスクコミュニケーションを実施する。また、住民の不安や疑問に丁寧に対応し、正確な情報が確実に伝達されるよう努める。

3-1-2. 県と村の間における感染状況等の情報提供・共有について

村は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かな周知・広報、リスクコミュニケーション及び相談受付等を実施する。そのため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等及びその家族に対する生活支援を行うことなどが想定される。村は、県と必要な情報の提供・共有を行い、相互に連携しながら円滑な対応に努める。

3-2. 基本の方針

3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施

村は、国又は県からの要請を踏まえ、準備期及び初動期に整備した住民からの問い合わせ対応体制を継続する。具体的には、住民福祉課及び総務課を中心に電話対応窓口を設け、問い合わせ対応を一本化し、住民からの相談や意見を的確に受け付ける。また、住民から寄せられた不安や意見を整理・分析し、必要に応じて情報提供内容や対応方針の見直しに反映させることで、双方向のリスクコミュニケーションの実効性を高める。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

村は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける行動など、基本的な感染対策について、住民への周知・啓発を行う。

また、住民が自らの体調に変化を感じ、感染が疑われる場合には、速やかに相談窓口等に連絡し、その指示に従うこと、感染拡大を防止する観点から不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを徹底することについて、平時から理解の促進を図る。

さらに、地域の行事や集会、日常生活における接触機会が多いという地域特性を踏まえ、住民一人ひとりが感染拡大防止の担い手であるとの意識を持ち、互いに配慮した行動をとることの重要性について周知を行う。

第2節 初動期

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

村は、国又は県からの要請を受けた場合には、あらかじめ作成した業務継続計画（BCP）に基づき、職員の配置や業務の優先順位の見直し等を行い、まん延防止対策に円滑に対応できるよう準備を進める。

また、感染拡大に伴う職員の欠勤等を想定し、必要最小限の行政サービスを維持するための体制整備を行うとともに、関係機関との連携体制の確認を行う。

第3節 対応期

3-1. 患者や濃厚接触者への対応

県等は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者

の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。

3-2. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等への理解促進

3-2-1. 外出等に係る要請等への理解促進

県が地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行った場合、村は当該要請等への理解促進を図る。

また、県がまん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型コロナウイルス等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行った場合、村は当該要請等への理解促進を図る。

3-2-2. 基本的な感染対策に係る理解促進

村は、村民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組への理解促進を図る。

3-3. 事業者や学校等に対する要請等への理解促進

3-3-1. 営業時間の変更や休業要請等への理解促進

県が必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行った場合、村は当該要請等への理解促進を図る。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行った場合、村は当該要請等への理解促進を図る。

3-3-2. まん延の防止のための措置の要請等への理解促進

県が必要に応じて、上記3-3-1のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型コロナウイルス等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請した場合、村は当該要請等への理解促進を図る。

3-3-3. その他の事業者に対する要請等への理解促進

県が事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請した場合、村は当該要請等への理解促進を図る。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診の勧

奨、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請した場合、村は当該要請等への理解促進を図る。

県が国の要請を踏まえて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請した場合、村は当該要請等への理解促進を図る。

3-3-4. 学級閉鎖・休校等の要請等への理解促進

県は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、県が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請した場合、村は当該要請等への理解促進を図る。

3-4. 公共交通機関に対する要請等への理解促進

県が公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請した場合、村は当該要請等への理解促進を図る。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

村は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療用廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必	【文房具】

要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> ボールペン（黒・赤） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

村は、ワクチンの供給に当たっては、国及び県の方針に基づき実施される供給体制を踏まえ、円滑な配分が行われるよう必要な準備を行う。

具体的には、ワクチン配送に係る体制として、管内におけるワクチン配送事業者の把握を行うとともに、必要に応じて事前登録等の手続が求められる可能性があることを踏まえ、関係情報の整理に努める。また、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、県と連携の上、管内医療機関とあらかじめ情報共有を行い、医療機関ごとの接種体制や接種対象者数を踏まえた分配の考え方について整理しておく。この際、実際の分配量の決定については、県の指示又は調整に基づき対応するものとする。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

村は、国及び県の方針を踏まえ、地域医師会や関係医療機関等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に向けた検討を平時から進める。また、村の規模や医療資源の状況を踏まえ、実現可能な接種方法や運営体制について整理を行う。

1-3-2. 特定接種

- ① 村は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力する。また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなることから、準備期から円滑な接種が可能となるよう接種体制の構築を図る。
- ② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する村が対象者を把握し、

国（厚生労働省）に対して人数の報告を行う。

1-3-3. 住民接種

村は、平時から、次に掲げる事項について準備を行い、新型インフルエンザ等発生時において迅速かつ円滑な住民接種の実施が可能となるよう体制整備を図る。

①住民接種体制の構築

a 村は、住民接種について、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する村民が速やかに接種を受けられるよう、準備期の段階から、初動期及び対応期に求められる対応を想定し、地域医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。

また、必要に応じて、接種会場における接種の流れを確認するシミュレーションや訓練を平時から実施し、パンデミック時における円滑な接種の実施に備える。

なお、検討に当たっては、次に掲げる事項等について整理を行う。

- i 接種対象者数
- ii 村職員の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、公共施設等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県、村及び医師会等の関係団体との連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法の策定

b 村は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数をあらかじめ把握・推計するなど、住民接種のシミュレーションを行う。

また、高齢者支援施設等の入所者や、接種会場での接種が困難な者についても接種を受けられるよう、村又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局及び衛生部局等と連携し、必要な接種体制について検討を行う。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1—6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E 1	
乳児保護者 ※	人口統計（1歳未満）× 2	E 2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当

小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計（6歳—18歳 未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から 上記の人数を除いた人数	H	A－ (B＋C＋D＋E ₁ ＋E ₂ ＋F ＋G)＝H

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- ②村は、円滑な接種の実施のため、システムを利用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- ③村は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力しし、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4. 情報提供・共有

村は、国が実施する予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発や、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制等の基本的な情報について、村民への周知を図る。

1-5. DXの推進

- ① 村は、村が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）について、国が整備する予防接種に係るシステム基盤との連携により、予防接種事務のデジタル化が図られるよう、国が示す標準仕様書等に基づき、必要な範囲でシステムの整備及び改修を行う。
- ② 村は、接種対象者を把握した上で、国が整備するシステム基盤を活用し、接種勧奨を行う際に、可能な場合には接種対象者のスマートフォン等への通知を行えるよう準備を進める。なお、電子的な通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等の送付により対応する。
- ③ 村は、予防接種事務のデジタル化への対応状況について、県及び関係医療機関と連携し、住民が適切な医療機関を選択できるよう情報提供に努めるとともに、接種対象者と医療機関との間で手続上の混乱が生じないように、必要な環境整備を行う。

第2節 初動期

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

村は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

村は、第4章第1節1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等、パルスオキシメーター等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ 酸素ボンベ ・ 簡易ベッド	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト <input type="checkbox"/> 卓上ライト <input type="checkbox"/> 時計
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> A4 クリアファイル <input type="checkbox"/> ビニールテープ（誘導用） <input type="checkbox"/> 養生テープ（シート固定用）
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> 名札（スタッフ用） <input type="checkbox"/> ビブス（スタッフ用） <input type="checkbox"/> 番号札（受付用） <input type="checkbox"/> パソコン・プリンター <input type="checkbox"/> パーテーション <input type="checkbox"/> スクリーン

	<input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> フェイスシールドや防寒服等感染対策物品 <input type="checkbox"/> コーン、バー（誘導用） <input type="checkbox"/> 冷暖房機器等（必要時）
--	---

2-3. 接種体制

2-3-1. 特定接種

国、県及び村は、地域医師会等の協力を得て、医療従事者の確保に努める。また、村は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる村の地方公務員について、集団接種を円滑に実施できるよう、必要な接種体制の構築を図る。

2-3-2. 住民接種

- ① 村は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口及び年齢構成等を踏まえ、接種対象者数の把握を行うとともに、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討する。また、接種に必要な資材等の確保に向け、県及び関係機関と連携し、調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、平時の予防接種業務体制を大幅に上回る業務量が想定されることから、住民福祉課を中心に、総務課等の関係部署も関与した全庁的な実施体制を確保する。
- ③ 予防接種の実施に必要な業務を整理し、各業務の担当部署を明確にした上で、必要な人員の確保及び配置を行う。また、業務内容に応じて事前説明や役割分担を行い、業務の優先順位を踏まえた体制整備を進める。高齢者支援施設等への接種については、県の関係部局、村介護保険部局、障害保健福祉部局等と連携し、接種方法等について調整を行う。
 なお、業務負担の軽減を図るため、可能な業務については外部委託の活用も検討する。
- ④ 接種に必要な医療従事者の確保については、村は地域医師会等の協力を得て対応する。
- ⑤ 村は、地域の実情に応じて、地域医師会、医療機関等と協議し、接種実施医療機関の確保を図る。また、必要に応じて、診療時間の延長や休日接種、公的施設等を活用した接種についても検討する。
- ⑥ 高齢者支援施設や社会福祉施設等に入所している者など、接種会場での接種が困難な者については、村又は県の関係部局、医師会等と連携し、施設等における接種体制の構築を検討する。

- ⑦ 医療機関以外の臨時の接種会場を設ける場合には、会場運営方法を検討するとともに、必要な運営要員の確保を行う。また、国が整備するシステム基盤を活用した予約管理や本人確認等が可能となるよう、必要な環境整備に努める。
- ⑧ 臨時の接種会場を設置する場合には、医療法に基づく手続を行うとともに、接種方法や会場規模等を踏まえ、必要な医療従事者数を算定する。
- ⑨ 接種会場における救急対応については、重篤な副反応が発生した場合に備え、必要な救急処置用品を準備するとともに、県、医師会、消防機関等と連携し、医療機関への搬送体制をあらかじめ確認・共有する。また、医療資材等の調達については、関係機関と事前に協議し、円滑な確保に努める。
- ⑩ 接種会場等から発生する感染性廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び関係法令を遵守し、適正に処理する。感染性廃棄物を一時的に保管する場合には、周囲に囲いを設け、関係者以外の立入りを防止するとともに、当該廃棄物の保管場所である旨を表示した掲示板を設置するなど、必要な措置を講じる。また、廃棄物処理業者とあらかじめ連携し、収集頻度や処理量等について協議を行う。
- ⑪ 感染予防の観点から、接種会場においては、ロープ等を活用して接種の進行方向に一定の動線を設けるなど、円滑な接種の流れが確保されるよう配慮する。また、予診票の確認や予防接種の可否判断等において接種の流れが滞ることのないよう、役割分担を明確にする。会場の確保に当たっては、被接種者が一定の間隔を保てるよう十分な広さを確保するとともに、高齢者や障害者等の要配慮者への対応が可能となるよう、必要な準備を行う。

第3節 対応期

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 村は、厚生労働省からの要請を踏まえ、県と連携しながら、ワクチンの流通状況、需要量及び供給状況の把握に努める。接種開始後は、ワクチン等の使用実績を踏まえ、特定の医療機関等に接種希望者が過度に集中しないよう、県と協議の上、必要に応じてワクチンの配分量の調整を行う。
- ② 村は、厚生労働省からの要請を踏まえ、県を通じて村に割り当てられたワクチン量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量や実施体制を勘案し、県と連携してワクチンの割り当てを行う。
- ③ 村は、厚生労働省からの要請を踏まえ、ワクチンの供給の滞りや偏在が生じた場合には、県を中心として関係者への聞き取りや情報収集を行い、村内及び周辺地域の在庫状況等を把握する。
- ④ 村は、③により供給の滞りや偏在等が確認された場合には、県と連携し、地域間での融通を行うとともに、特定の製品に偏らず、他の製品の活用も含めた調整を行うなど、供給の円滑化に努める。

3-2. 接種体制

- ① 村は、初動期に構築した接種体制に基づき、県及び関係医療機関等と連携しながら、住民に対する予防接種を円滑に実施する。
- ② 新型インフルエンザ等の流行株の変異等により、国の方針に基づき追加接種が必要となった場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、村は、国及び県、関係医療機関等と連携し、接種体制の見直し及び継続的な整備に努める。

3-3. 特定接種

3-3-1. 地方公務員に対する特定接種

村は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に対し、本人の同意を得た上で、原則として集団的な接種により特定接種を行う。

3-3-2. 住民接種

3-3-2-1. 予防接種の準備

村は、国と連携して、発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等の特徴を踏まえ、住民接種を円滑に実施するため、予防接種体制の準備を行う。

3-3-3-2. 予防接種体制の構築

- ① 村は、国からの要請を踏まえて、接種を希望する住民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に村において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 村は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 村は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、村は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であつて、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。

3-3-3-3. 接種に関する情報提供・共有

- ① 村は、国からの要請を踏まえて、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、住民に対して、接種に関する情報提供・共有を行う。村が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ② 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

3-3-3-4. 接種体制の拡充

村は、感染状況や接種の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、各区民会館等の公的施設を活用した医療機関以外の接種会場の増設について検討する。また、高齢者施設等の入所者、在宅療養者など、接種会場での接種が困難な者が円滑に接種を受けられるよう、村の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、訪問接種を含めた接種体制の確保に努める。

3-3-3-5. 接種記録の管理

国、県及び村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、重複接種や接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を確認・閲覧できるよう、準備期に整備した予防接種関係のシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-4. 情報提供・共有

- ① 村は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について、医療機関等と共有するとともに、これらと連携しながら、住民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。また、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応及びその対応、接種対象者、接種方法、健康被害救済制度等について、国が提供する情報に基づき、分かりやすい情報提供を行う。
- ② 村は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、予約方法、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、広報誌、村ホームページ等を活用し、住民への周知・共有を行う。
- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する一方、定期の予防接種の接種率が低下しないよう留意し、引き続き定期予防接種の必要性等について周知に取り組む。

3-4-1. 特定接種に係る情報提供

村は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

3-4-2. 住民接種に係る対応

村は、相談窓口を広く周知し、村民からの相談や接種に係る情報提供等を行う際は、分かりやすく伝えるよう努める。

3-5. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

村は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告に関する情報、最新の科学的知見や海外の動向等を踏まえ、適切な安全対策を講じるとともに、住民に対して分かりやすい情報提供・共有を行う。

第5章 保健

第1節 準備期

1-1. 保健所の感染症有事体制に係る人員確保への協力

感染症有事の際、県から村へ応援派遣要請があった場合に備え、村は「市町村職員の保健所相談業務の実施に関する応援協定書」に基づき、人員の確保に努める。

第2節 初動期

1-1. 保健所の感染症有事体制に係る人員確保への協力

感染症有事の際、県から村へ応援派遣要請があった場合の備え、村は「市町村職員の保健所相談等業務の実施に関する応援協定書」に基づき、人員を確保する。

第3節 対応期

1-1. 保健所の感染症有事体制に係る人員確保への協定

県から村へ応援派遣要請があった場合、村は「市町村職員の保健所相談等業務の実施に関する応援協定書」に基づき、協力・応援を行う。

1-2. 健康観察及び生活支援への協力

- ① 村は、県から実施する健康観察に協力する。
- ② 村は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

第6章 物資

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 村は、村行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 村消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 対応期

2-1. 備蓄物資等の供給に関する相互協定

村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、近隣の地方公共団体等から関係各機関が備蓄する物資及び資材をお互い融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

村は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄

- ① 村は、村行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 村は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬

等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

村は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に基づき、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。

1-5. 火葬体制の構築

村は、国及び県と連携して火葬体制を整備するとともに、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当等の関係機関との調整を行うものとする。

第2節 初動期

2-1. 生活関連物資等の安定供給に関する村民等への呼び掛け

村は、村民等に対し、生活関連等物資等（食料品や生活必需品その他の村民生活との関連性が高い物資又は村民経済上重要な物資を言う。以下同じ。）の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

2-2. 遺体の火葬・安置

村は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 村民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 村民関連物資の安定供給に関する村民等への呼び掛け

村は、村民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼び掛けを継続する。

3-1-2. 心身への影響に関する施策

村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-3. 生活支援を要する者への支援

村は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

村は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-5. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 村は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、村行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

3-1-6. 埋葬・火葬の特例等

- ① 村は、近隣の火葬場の経営者に可能な限り、火葬炉を稼働するよう要請する。
- ② 村は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 村は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された場合、広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 村は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ 村は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、村は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの村においても埋火葬の

許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業に対する支援

村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2. 村民生活及び村民経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者である村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、村行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

